

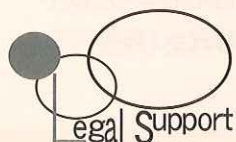
～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートにゆーす

2009年3月発行 <第7号>

任意後見説明会」 ～任意後見

リーガルサポートおおさか・大阪司法書士会 / 後援



- 第9回通常総会報告
- 第1回研究会 参加レポート
- 任意後見説明会が開催される
- 豊能ブロック紹介
- 堺ブロックの紹介

第9回通常総会報告

平成20年6月14日(土)、梅雨の晴れ間をぬって、大阪市淀川区の「チサンホテル新大阪」で、全国から300名弱の会員が参加し、社団法人成年後見センター・リーガルサポート第9回通常総会が開催されました。

今総会は、法人設立から毎年恒例であった東京を離れて初めての地方支部での開催であり、また翌15日には、同会場で、全国規模の「第1回研究大会」が開催されました。

この研究会では、成年後見制度運用において権利擁護・身上監護の面から避けられない問題であり、後見人のおそらく誰もが判断に悩み、被後見人の利益や制度の主旨に立ち返り業務を行っている、下記3テーマを検討する分科会に分かれ行われました。



- (1)「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」
- (2)「成年後見制度の利用により顕在化した医療行為の同意について」

- (3)「後見事務の死後事務を一緒に考えよう」

各分科会とも、会員のほかに制度について造詣の深い研究者や実務家の方々の参加を頂き、各々が実務に基づいた意見を積極的に発言し、ひとつの提案に対し賛否両論意見が分かれた場面もありましたが、大いに議論が盛り上がり、充実したものとなりました。今後は、参加者がこの結果を各地域に持ち帰っての新たな取り組みが期待されます。

開会に先立ち、挨拶のなかで理事長は、平成11年に約3000名でスタートした当法人が平成19年度には約4400名へと増員し「世界最大の専門職後見人の養成機関」へと成長したことに関し、全会員及び各役員との努力と関係諸機関の協力・支援に対する感謝と、今後も質の高い後見業務をめざし利用者の信頼を得て「成年後見制度のナショナルセンター」としての役割を果たす、との決意を述べました。

本会議では、平成19年度事業報告に続き、

- (1)平成19年度会計収支決算報告承認
- (2)平成20年度事業計画決定
- (3)平成20年度会計収支予算決定

の3議案が上程され、事業に対する具体的施策や、執務に当たって会員の倫理向上に繋がるような研修内容等を巡って活発な質疑応答がなされた後に、全て原案どおり承認可決されました。平成19年度事業報告においては、昨年の当法人の事業の取り組みとして

- (1)「任意後見制度シンポジウム」「高齢者虐待防止シンポジウム」を通じての情報発信。
- (2)金融機関の届出手続きの改善など、制度の抱える実務上の問題点の解決。
- (3)「公益法人改革法」に向けて組織の見直しに着手。

の3点が挙げられ、その成果が詳しく報告されました。

続く平成20年度の事業計画では、これまでの会員の執務支援に関する事業はもとより、以下の2点が重点課題として掲げられました。

- (1)「公益社団法人」を目指した組織づくりに向けての事業。

- (2)下記に代表される、成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業。

- ①「高齢者虐待防止委員会」の新設。

- ②「あるべき市民後見人像」とその養成・供給・監督体制づくりに関する提言。

- ③関係機関との連携。

次に課題の実現に向けて、以下の重点目標と具体的な事業計画が挙げられ、活動の方向性が示されました。

- (1)市民後見人の養成に向けた提言を行う。

- (2)市町村等との連携を深める。

- (3)公益法人制度改革への対応として「改革対応委員会」を中心に組織・財政全般にわたる検討を行う。

- (4)高齢者虐待防止・養護者支援活動への対応として「高齢者虐待防止委員会」を新設し、また地域包括支援センターに対し「権利擁護研修会」等への講師派遣や「地域包括ケア会議」等への組織員派遣の支援を実施する。

今年度、当法人は、上記の事業計画を軸に掲げられた事業に全力を挙げて取り組むことになります。



第1回研究会 参加レポート

平成20年6月15日、チサンホテル新大阪で社団法人成年後見センター・リーガルサポート主催の第1回研究会が、開催されました。

以下、私が受講した第1分科会「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」についての感想を述べさせていただきます。

高齢者虐待防止について先進的な取り組みをされている登壇者の方々の講義は、いずれも実体験に基づくものであり、興味深く拝聴させていただきました。

息子から身体的虐待及び経済的虐待を受けている高齢者について、他の親族からの協力が得られず、市長による後見開始審判の申立がなされ、家庭裁判所からリーガルサポートに成年後見人の就任要請がされたものの、個人で成年後見人になった場合、後見人本人にも危害が及ぶことを憂慮し(登記事項に後見人の住所氏名が登

記されるため)、リーガルサポートによる法人後見という選択をされた事例が紹介されました。この事例は、リーガルサポートの支部、実際に後見業務を行なった司法書士(登壇者)、行政(市)が、高齢者を地域外のホームに措置入所させること、高齢者の居所は勿論のこと後見業務の実務担当者が誰であるかなどの情報を虐待者で



ある息子に絶対に漏らさないこと、息子には生活保護の申請をすること、などを綿密に話し合い、確認を重ねることで高齢者を保護するとともに、虐待者の生活支援を行なうことに成功されたケースです。

また、登壇者の方はいずれも、地域包括支援センターのケア会議に参加し法律家としての立場で福祉関係や医療関係の方にアドバイスをされたり、行政や関係団体とのネットワークを各地域で構築され、顕在化している事案だけでなく潜在的な高齢者虐待事案を早期に発見する役目を果たしておられます。まさに「地域の法律家」としての役割を務めておられるわけです。司法書士には、「高齢者の福祉に職務上関係の

ある者」として高齢者虐待の早期発見義務が課せられています。業務を通じて、高齢者やその家族と接する機会の多い我々司法書士には当然ではありますが、上記の早期発見義務にとどまらず私達一人ひとりが「高齢者虐待問題」に積極的に取り組むべきではないか、そして、そのために一司法書士として何が出来るのか、何から始めるべきかを考える契機となった研修でした。

研究会の課題もさることながら各地域の会員の方々の活動を知る機会に恵まれたこともこの研修会での大きな成果でした。

第1回研究会の企画運営等に携わられた方々に心よりお礼申し上げます。

任意後見説明会が開催される

去る平成20年10月26日(日)大阪司法書士会館においてリーガルサポートおおさかの主催で、「自分で決める自分の老後～任意後見という選択～」と題した任意後見説明会が開催された。

はじめに

平成12年にスタートした成年後見制度であるが、この制度は大きく分けて、法定後見と任意後見との二本の柱から成り立っている。

法定後見の申立件数は、制度発足から平成19年3月末現在までで、10万5000件と着実に増加傾向にあるのに対し、任意後見契約締結の登記件数は2万548件にとどまっている。このようにまだまだ知名度の低い任意後見制度ではあるが、この制度が自分の老後を守るためにどのように機能するのか、公証人の基調講演、関係者によるシンポジウム、利用者の実例を通して参加者の市民の皆様が安心材料を持ち帰って頂こうと企画されたのが今回の任意後見説明会である。

当日は生憎の雨模様であったが、それでも参加者は120名にのぼり、皆熱心に受講されておられた。

第一部 基調講演

「任意後見契約はお見合いのようなものである。信頼できる相手と巡り会うことによって、この制度は非常に優れたものになる。」リーガルサポートおおさかの多田宏治支部長の言葉で任意後見説明会は幕を開けた。

第一部は大阪法務局所属公証人、藤田壽一氏を講師に招き「任意後見契約の現状」をテーマに基調講演を行った。

藤田氏は、まず任意後見と法定後見の違いを分かりやすく説明し、次に任意後見契約の利用形



態の説明を行い、具体的な数字をあげて契約の件数や実際の契約内容の分析を行った。

任意後見契約は公証人の作成する公正証書でなければならないのであるから、全国の公証人のアンケートに基づく説明は説得力のあるものであり、熱心にメモを取られる参加者の姿も目立った。

第二部 パネルディスカッション

第二部は、「安全安心な任意後見とは？」と題しパネルディスカッションを行った。コーディネーター及びパネラーは次のとおりである。

コーディネーター:

リーガルサポートおおさか

副支部長 梶田 美穂(司法書士)

パネラー:

大阪法務局所属公証人 藤田 壽一 氏

淀川キリスト教病院

社会福祉士 河野 洋子 氏

リーガルサポートおおさか業務支援委員長

松浦 正司(司法書士)

パネラーの河野氏は、ご自身が勤務されている病院の患者さんが、実際にリーガルサポートの会員と任意後見契約を結んだ例を挙げ、身寄りのなかった患者さんが契約のお陰で安心して余生を送られたこと、また亡くなった後の事務処理もスムーズに解決でき、病院側としても大変助かったことを話された。

藤田氏は、任意後見契約の問題点として、移行型(財産管理等委任契約+任意後見契約)の場合、本人の判断能力が低下すれば家庭裁判所に後見監督人の選任申立を請求して任意後見契約に移行しなければならないのに、それを怠っている例が見受けられる。また、親族が契約の受任者の場合、悪気はないのだけれど本人の金を使ってしまう例を挙げられた。

そしてこれらの是正点として、①委任契約の範囲を狭くし、かつ報酬も低く設定する。②後見人を複数たてて相互にチェック機能をもたす。③監督人の選任を義務化する事、などを示された。

これを受けて松浦氏は、リーガルサポートでは、会員の職務につき定期的に報告義務を課している。また、移行型の契約の場合は監督人選任を義務化するよう指導し、委任契約の締結には立会人を付け、そして担当を決めて業務の監督体制をとっていると述べた。

利用者へのインタビュー

また当日、実際にリーガルサポートと任意後見契約をされている方をお招きし、パネルディスカッションの合間に話を聞くことができた。

その方によると、ずっと一人住まいなので将来が不安に思っていたところ、7年ほど前に新聞でリーガルサポートのことを知り、リーガルサポートに問い合わせた。そして担当が決まり色々お話ししたらいい方なのでこの方なら任せてもいいと思われたそうである。まさに冒頭の多田



支部長の「お見合い」でいうなら「一目惚れ」であったそう。費用についても自分で支払う事が出来る程度だったので問題はなかった。現在も定期的に担当者が訪問し、将来の不安もなくなったという事である。

コーディネーターの梶田氏は、信頼できる受任者と出会えた事は、我々リーガルサポートとしても大変喜ばしいことである。これからもしっかりサポートしていきたいと述べた。

そして、任意後見契約には、医療行為の同意権は含まれないが、これについてパネラーに意見を求めたところ、松浦氏は、契約の際に「ライフ

プラン」を作成し、その中に医師に伝えて欲しい事項を加えることによって伝えることが出来る」と述べた。

藤田氏は「尊厳死宣言」の公正証書作成依頼も2～3ヶ月に1件はあるという。

河野氏は、病院側としても延命措置や医療行為についての書面があれば尊重すると述べた。

梶田氏は、任意後見契約でカバーしきれない医療行為の問題などの課題点をどうしていくのかをこれからも考えていかなければならないと締めくくりパネルディスカッションは終了した。

おわりに

まだまだなじみの薄い任意後見制度ではあるが、広く一般に認知されることによって、さらに課題点も浮き彫りにされ、より安心して使いやすいものになっていくであろう。



豊能ブロック紹介 (広報委員会 高山剛)

ブロック紹介の第1回目は豊能ブロックです。平成20年7月4日に開催されたブロック会議にお邪魔してきました。

(ブロック構成)

豊能ブロックは社員数24名、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町が活動地域です。当日は13名の社員の参加がありました(出席率約54%)。会議では、ブロック長から支部・本部総会の報告、今年度の活動方針の検討、受託事件について検討・情報交換

が行われました。

(行政・地域包括へのアプローチについて)
活動方針の検討では、かなり緻密で戦略的な計画の立案をされていて驚きました。計画は、各方面に対して積極的に行動することを基本的な方針とし、会議では当初は人(社員)の派遣の案内をするとの提案から、ただ単に要望があれば人を派遣するような案内を送っても効果は得られないとの結論に達し、ではどうすれば行政と連携をとれるか、



そのためには各行政機関の現状を知る必要があるとの結論となりました。例えばある行政機関の包括ケア会議等では、困難事例の検討を参加者全員で継続して行っているが、別の行政機関の包括ケア会議等では、ただ単に結果の報告会的なものになっているので、後者の行政機関については本来の包括ケア会議等の役割を担えるような助言等をする形で参加が必要と思われ、このような理由からまずは各行政機関の包括ケア会議等の現状の調査をすることに決まりました。

(事件数及びブロック内の対応)

最後に、ブロック内の事件配転数(講師派遣

を含む)は、平成19年度は40件、今年度(4月～6月)は7件です。大阪支部では社員のブロック間の移動が可能であり、豊能ブロックでは数名の他地域からブロック移転をされた方が参加していました。豊能ブロックには、「お助け出張サービス」があり、初めて事件を受託した社員を経験のある社員が支援する制度があり、新人の方でも受託しやすい環境が整っています。会議も発言しやすい雰囲気、活発で熱心な活動がなされていました。

堺ブロックの紹介 (広報委員会:間嶋健治)

堺ブロックの会員数は43名(内名簿登載者33名)。活動地域は、堺市、高石市、松原市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、川南町、千早赤阪村となっており、新しくリーガルサポートおおさかの会員になった方が事件を受託した場合、業務支援委員や会議等でバックアップしていく体制をとっています。

行政との連携について、堺市美原区から平成19年秋に、高齢者虐待の事例検討会に参加。平成20年8月には、堺市中区から高齢者安心ネットワーク会議へ参加しました。その他、平成20年3月に大阪狭山市から総合福祉展として「ハートケアフェスタ ～知って下さい認知症のこと～」の開催に伴い、「成年後見相談コーナー」での相談員として、会員2名が参加しました。行使派遣も随時行っています。堺ブロックの特色として、ごく一部のベテ



ラン会員と、比較的入会間もない後見業務の経験も殆どない会員とに二極化していました。そのため、横の繋がりが少なく、不安を抱きながら入会された会員さんが多数見受けられたことから、初めて受託した成年後見等事件についての質疑・検討を主眼に、2ヶ月に1回の割合でブロック研修会を開催してい

ます。即効の研修会とはなっていませんが、気兼ねなくみんなで話し合える「場」が出来つつあります。今年度の活動計画としては、

1. ブロック内研修会の継続と、新入会員に対する業務支援ネッ

トワークの構築

2. ブロック内会員及び名簿登載者のさらなる増員

3. 地域包括支援センター等の「運営協議会」「ケア会議」「高齢者虐待問題検討会」等への積極的参加を通しての行政とのネットワークの構築をめざしていきたいと考えています。

リーガルサポートおおさかは、より地域に根ざした活動を行っています。

現在、リーガルサポートおおさかでは、一般の方を対象とした無料の電話相談や、毎週木曜日に行う無料の面談相談を行うほか、大阪府下を9地区に分割した地域組織（ブロック）が主体となって、各市町村や地域包括支援センターからの相談対応、地域関係機関との連携、交流活動等を行っています。ブロックに寄せられる相談としては、成年後見制度に関するものだけに限らず、遺言や死後の事務、または高齢者虐待の問題等の相談も寄せられ、そういった問題に対し、ブロックが主体となっていることが、行政・福祉・医療関係者との連携を容易にし、問題解決に効果を発揮しています。各地域において高齢者等の権利擁護を実現していくためには、行政だけではなく、福祉・医療・司法の連携が不可欠であり、リーガルサポートおおさかは、会員同士の連携はもちろん、他の機関とのより一層の連携を図っていきたいと考えています。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話相談

電話番号 **06-4790-5656**

日時 土・日曜日、祝日を除く**毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

面接相談

日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
（☎06-6941-5351）

●地下鉄谷町4丁目駅
⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

06-4790-5643

リーガルサポートおおさか 〒540-0019
大阪市中央区和泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

リーガルサポートおおさか

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

(社)成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/>